

西宮市患者等搬送事業指導要綱

- 【沿革】 平24. 8. 8 西消局通達第4号 [制定]
平30. 3. 15 西消局通達第9号 [第1次改正]
令2. 12. 24 西消局通達第3号 [第2次改正]
令5. 11. 30 西消局通達第2号 [第3次改正]

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市内の民間による患者等の搬送事業者に対し、必要な指導を行うとともに、一定の基準に適合する患者等の搬送事業者の認定を行うことにより、患者等の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「患者等」とは、要援護者及び傷病者等をいう。
- (2) 「患者等搬送事業」とは、患者等の医療機関への入退院、通院及び転院並びに社会福祉施設等への送迎に際し、ストレッチャー又は車椅子等を固定できる自動車(以下「患者等搬送用自動車」という。)を用いて搬送を実施する事業をいう。
- (3) 「患者等搬送事業者」とは、患者等搬送事業を行う事業所の経営者又は管理責任者をいう。
- (4) 「患者等搬送業務」とは、患者等搬送用自動車を使用し、患者等を搬送する業務をいう。
- (5) 「乗務員」とは、患者等搬送用自動車に乗車し、搬送業務に従事する者をいう。

第2章 患者等搬送事業の指導基準

(患者等搬送事業実施の基本原則)

第3条 患者等搬送事業者は、事業の社会的責任を十分自覚し、関連法規を遵守しなければならない。

2 患者等搬送事業者は、緊急性のない者を搬送対象とすること。

3 患者等搬送事業者は、当該事業所、患者等搬送用自動車及びパンフレットその他これらに類するものに消防機関の行う救急業務と紛らわしい表示をしてはならない。

(応急手当の実施)

第4条 患者等搬送業務中は、症状の悪化防止に万全の配慮を行うものとし、当該業務中において症状が悪化し、緊急を要する場合は応急手当を実施しなければならない。

(消防機関への通報等)

第5条 患者等搬送事業者は、次の各号の一に該当するときは、患者等の所在する場所、状態、既往症及びかかりつけの医療機関等の情報を消防機関に通報し、救急自動車を要請しなければならない。

(1) 患者等の搬送依頼時の依頼内容及び症状の聴取結果から緊急に医療機関へ搬送する必要があるとき。

なお、この場合は、併せて患者等搬送用自動車等により乗務員の派遣に努めるものとする。

(2) 患者等の搬送依頼があった場所に到着後、症状等から緊急に医療機関へ搬送する必要があるとき。

(3) 患者等の搬送途上において、症状が悪化した場合等、救急自動車によって緊急に医療機関へ搬送する必要があるとき。

2 前項により救急自動車が到着したときは、救急隊に協力するものとする。

(知識及び技術の維持向上)

第6条 患者等搬送事業者は、乗務員に患者等の安全搬送に関する知識及び技術の向上に努めさせるものとする。

2 患者等搬送事業者は、乗務員の応急手当技能等を適切に管理するため、患者等搬送乗務員適任証（様式第1号）又は患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）（様式第2号）

(以下「適任証」という。)の交付を受けた乗務員に2年に1回以上、別表第1に掲げる定期講習を受講させるものとする。

(患者等搬送用自動車の外観)

第7条 患者等搬送用自動車は、サイレン又は赤色警告灯の装備を有するなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈していないこと。

(患者等搬送用自動車の表示)

第8条 患者等搬送用自動車の車体には、患者等搬送用自動車である旨の表示を別図により行うものとする。

(消毒の実施要領)

第9条 患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒は、次により行うものとする。

- (1) 毎月1回以上定期消毒を行うこと。
 - (2) 搬送毎に使用後消毒を行うこと。
 - (3) 医師から消毒について、特別な指示があった場合は、当該指示に基づいた消毒を行うこと。
- 2 前項第1号の定期消毒を実施したときは、消毒実施記録表(様式第3号)に記録し、患者等搬送用自動車の内部の見やすい場所に、表示しておくものとする。

(安全衛生管理)

第10条 患者等搬送用自動車及び積載資器材については、点検整備を確実にを行い、機能の適正化及び清潔保持に努めなければならない。

- 2 患者等の搬送にあたっては、患者等及び同乗者に対して固定用ベルトを着装させるなど、安全搬送のための措置を講じなければならない。
- 3 乗務員は、常に身体の清潔保持等の衛生管理に努めなければならない。

(乗務員の服装)

第11条 乗務員の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものとし、常に清潔の保持に努めなければならない。

- 2 乗務員の服装は、救急隊員と紛らわしいものを使用してはならない。

(適任証の取得講習)

第 12 条 消防長は、乗務員の業務に必要な応急手当技能等を習得させるため、別表第 2 又は別表第 3 に掲げる乗務員適任証取得講習を行うものとする。

(適任証の交付手続き等)

第 13 条 消防長は、前条の講習を修了した者又はこれと同等以上の応急手当技能等を有すると認める者（以下「特例認定」という。）として、次の各号の一に該当する者に対して、適任証を交付するものとする。

- (1) 救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 51 条に定める救急業務に関する講習を修了した者
- (2) 日本赤十字社が発行する救急法の適任証の資格を有する者のうち、別表第 4 に掲げる講習（以下「補充講習」という。）を修了した者
- (3) 消防長が前 2 号に掲げる者以上の知識及び技術等を有していると認める者

2 適任証の交付を受けようとする者は、講習受講申請書（様式第 4 号）又は特例認定申請書（様式第 5 号）により消防長に申請するものとする。

3 消防長は、第 1 項に掲げる者に適任証を交付する時は、適任証交付原簿（様式第 6 号）に登録しておくものとする。

4 乗務員は、消防長が交付した適任証を携帯して搬送業務に従事しなければならない。

(講習の実施要領)

第 14 条 消防長は、第 6 条及び第 12 条並びに第 13 条に定める講習を次により行うものとする。

- (1) 講習の実施日時及び場所その他講習の実施に必要な事項を、事前に患者等搬送事業者及び講習の受講希望者等に広く知らせるものとする。
- (2) 講習受講の申請があったときは、講習申請受理簿（様式第 7 号）により受理して講習を行うものとする。
- (3) 乗務員適任証取得講習及び補充講習については、その結果を受講者に通知するものとする。

(4) 講習に必要な教本等の経費は、受講者において負担するものとする。

(5) 消防長は、講習を他の機関に委託することができる。

(適任証の有効期間)

第 15 条 適任証の有効期間は 2 年とする。

ただし、別表第 1 に掲げる定期講習を受けた者は、更に 2 年有効とし、それ以降も同様とする。

2 消防長は、災害等やむを得ない理由により定期講習を開催できなかった場合で、有効期限内に定期講習を受講することができない者がある場合は、その者の有効期限を延長することができる。その際、消防長は、有効期限を延長したことを市のホームページ等で周知する等の措置を講ずるものとする。

3 前項に定める有効期限を延長された者がその後に定期講習を受講した場合は、有効期限の認定失効前に定期講習を受講したものとして取り扱う。

(適任証の再交付)

第 16 条 適任証の交付を受けている者が、その適任証を亡失し、破損し又は汚損したときは、適任証再交付申請書（様式第 8 号）により再交付を受けることができる。

2 消防長は、前項の申請があったときは、適任証再交付受理簿（様式第 9 号）により受理し、適任証を再交付するものとする。

(適任証の返納)

第 17 条 適任証を交付した消防長は、乗務員が業務上ふさわしくない行為を行ったと認められたときは、返納通知書（様式第 10 号）により適任証の返納を求めることができる。

2 消防長は、他の消防本部の消防長が交付した適任証を有する乗務員が、業務上ふさわしくない行為を行ったと認められるときは、その旨を適任証を交付した消防長に通知するものとする。

(個別指導基準)

第 18 条 前条までに定めるほか、ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車によ

る患者等搬送事業並びに車椅子のみを固定できる自動車による患者等搬送事業の指導については、次のとおりとする。

- (1) 業務に関する指導基準については、別表第5及び別表第6によるものとする。
- (2) 自動車に積載する資器材については、別表第7及び別表第8によるものとする。

第3章 認定基準

(患者等搬送事業の認定)

第19条 消防長は、第2章に規定する患者等搬送事業の基準に適合する患者等搬送事業者に対して、患者等搬送事業の認定（以下「認定」という。）をすることができる。

(認定対象の事業者)

第20条 認定の対象となる患者等搬送事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める次の各号の者をいう。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (4) 自家用車有償旅客運送の登録を受けた者

(認定の申請)

第21条 認定を受けようとする患者等搬送事業者は、患者等搬送事業認定（更新）申請書（様式第11号）により消防長に申請するものとする。

2 前項の申請書には、前条の認定の対象となる事業者であることを証明する事業免許等の写し、乗務員名簿（様式第12号）及び患者等搬送用自動車表（様式第13号）並びに患者等搬送用自動車積載資器材表（様式第14号）を添付するものとする。

(認定の審査)

第22条 消防長は、患者等搬送事業者認定（更新）申請受理簿（様式第15号）により前条の申請の受付を行い、患者等搬送事業者認定審査調査表（様式第16号）に基づいて審査し、その結果を患者等搬送事業者認定審査結果通知書（様式第17号）により申請

者に通知するものとする。

(認定証等の交付)

第 23 条 消防長は、前条に基づき認定した事業者（以下「認定事業者」という。）に対して患者等搬送事業者認定証（以下「認定証」という。）（様式第 18 号）、患者等搬送事業者認定マーク（以下「事業者認定マーク」という。）（様式第 19 号又は様式第 20 号）及び患者等搬送用自動車認定マーク（以下「自動車認定マーク」という。）（様式第 21 号又は様式第 22 号）を交付するとともに認定事業者から認定証等受領書（様式第 23 号）を徴収するものとする。

2 消防長は、認定証、事業者認定マーク及び自動車認定マーク（以下「認定証等」という。）を交付した時は、認定証交付原簿（様式第 24 号）、事業者認定マーク交付原簿（様式第 25 号）、自動車認定マーク交付原簿（様式第 26 号）及び認定事業者台帳（様式第 27 号）を作成して記録しておくものとする。

(認定証等の掲示)

第 24 条 事業者認定マークは、患者等搬送事業所に掲示するものとする。

2 自動車認定マークは、患者等搬送用自動車後面で運転者の視野を妨げない見やすい位置に貼付するものとする。

(認定の有効期間及び認定の更新)

第 25 条 認定の有効期間は、認定を受けた日の翌日から起算して 5 年とする。

2 認定事業者は、継続して認定を受けようとするときは、消防長に対し、患者等搬送事業認定（更新）申請書（様式第 11 号）により、認定の期間が満了する 1 箇月前から満了する日までの間に更新の申請をするものとする。

3 前項の更新認定の申請手続き及び認定の審査等は、第 21 条及び第 22 条を準用する。

(認定証等の再交付)

第 26 条 認定事業者は、認定証等を亡失し、滅失し又は破損したときは、消防長に対して認定証等再交付申請書（様式第 28 条）により再交付を受けることができる。

2 消防長は、前項の申請があったときは、認定証等再交付申請受理簿（様式第 29 号）

により受理し、認定証等を再交付するものとする。

(業務内容の変更届出等)

第 27 条 認定事業者は、次の各号の一に該当するときは、業務内容の変更・事業の休止
廃止届出書(様式第 30 号)により、速やかに消防長に届け出るものとする。

(1) 認定申請書の記載内容に変更を生じたとき。

(2) 患者等搬送事業の全部若しくは一部を休止し又は廃止したとき。

2 消防長は、前項の申請があった時は、業務内容の変更・事業の休止廃止届出受理簿(様
式第 31 号)により受理するものとする。

(消防機関への報告)

第 28 条 認定事業者は、次の各号の一に該当するときは、その概要を速やかに消防長に
連絡するとともに、特異事案・事故発生等報告書(様式第 32 号)により報告しなけれ
ばならない。

(1) 患者等搬送業務中に患者等が死亡又は負傷したとき。

(2) 患者等搬送業務中に患者等搬送用自動車が交通事故等により業務に支障が生じ
たとき。

(3) 消防長が特に報告を必要と認めたとき。

(4) その他患者等搬送事業に支障を及ぼす重大な事故を発生させたとき。

2 患者等搬送事業者は、患者等搬送状況報告書(様式第 33 号)により当月の状況を翌
月の 15 日までに消防長に報告するものとする。

(認定事業者の調査及び指導)

第 29 条 消防長は、年 1 回以上認定事業者に対して、第 22 条に準じて調査を行うものと
する。

2 消防長は、前項の調査結果又は前条第 1 項において、不適切な事項が認められたとき
は、患者等搬送事業者調査結果通知書(様式第 34 号)により、指導を行うものとする。

3 前項の指導を受けた事業者は、改善事項について、改善計画・結果報告書(様式第 35
号)により、1 週間以内に消防長あて報告するものとする。

(認定の取消し)

第 30 条 消防長は、次の各号の一に該当するときは、認定事業者に対して認定取消通知書（様式第 36 号）により、認定の取消しを告知するとともに、認定証等の返納を求めることができる。

- (1) 認定事業者がこの要綱に違反しかつ是正を指導しても改善しないとき。
- (2) この要綱に違反しかつ人身事故若しくは感染事故等重大な事故を発生させたとき。
- (3) その他認定を継続することが不相当と判断される時。

2 消防長は、前項各号の一に該当し、若しくはそのおそれがあると認めるときは、その状況を認定取消調査書（様式第 37 号）に基づいて調査するものとする。

(認定の失効)

第 31 条 認定は、次の各号の一に該当する時、その効力を失う。

- (1) 道路運送法に定めるところにより、国土交通大臣の許可等が取り消され又は失効したとき。
- (2) 患者等搬送事業を廃止したとき。
- (3) 認定の有効期間が満了し更新の認定を受けないとき。

(認定証等の返納)

第 32 条 認定事業者は、次の各号の一に該当するときは、当該認定証等を消防長に返納しなければならない。

- (1) 前条により認定の効力を失ったとき。
- (2) 患者等搬送用自動車の数を減じたとき。

2 消防長は、前項に基づく認定証等の返納が行われないうきは、返納通知書（様式第 10 号）により、認定事業者に対して当該認定証等の返納を求めることができる。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令達の日から実施する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年1月4日から実施する。

付 則

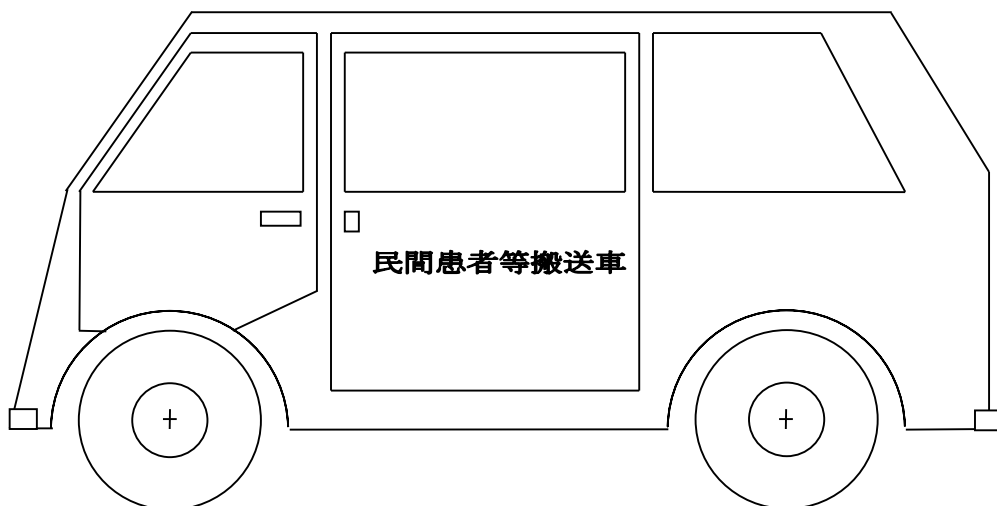
この要綱は、令和5年12月1日から実施する。

別図（第8条関係）

患者等搬送用自動車の表示方法

- 1 文字は、横書きとし、自動車の両側面及び後面に行うものとする。
- 2 表示する文字は、「民間患者等搬送車」とし、文字の大きさは、縦横5cm以上とする。
ただし、国土交通省で定める患者等輸送車における表示がある場合は、この限りでない。

（例）



別表第1（第6条、第15条関係）

定期講習実施基準表

1 定期講習カリキュラム	
講習科目	時間（1単位は45分）、合計3単位
(1) 観察要領及び応急処置	2単位
(2) 体位管理要領	1単位
2 講師 次のいずれかに該当するものをもって充てるものとする。 (1) 救急隊長として3年以上の実務経験を有し消防長が適任と認めた者 (2) 消防大学校の救急科課程を修了した者で消防長が適任と認めた者 (3) 消防学校の救急科課程の教官として2年以上の経験を有し消防長が適任と認めた者	
3 その他 講習資料は、消防長が別途定める。	

別表第2（第12条関係）

乗務員適任証取得講習実施基準表（乗務員）

1 適任証取得講習カリキュラム			
講習科目		時間（1単位は45分、合計24単位）	
(1) 総論		1単位	
(2) 観察要領		3単位	
(3) 応急処置		10単位	
(4) 体位管理要領		2単位	
(5) 消防機関との連携要領		2単位	
(6) 車両資器材の消毒及び感染防止要領		2単位	
(7) 搬送法		2単位	
(8) 修了考査		2単位	
2 合否の判定			
考査科目		配点	合格点
(1) 実 技	観察要領	20点	16点以上
	応急処置	40点	32点以上
(2) 筆 記	総論・消防機関との連携要領	20点	16点以上
	車両資器材の消毒及び感染防止要領	20点	16点以上
3 講師 次のいずれかに該当するものをもって充てるものとする。 (1) 救急隊長として3年以上の実務経験を有し消防長が適任と認めた者 (2) 消防大学校の救急科課程を修了した者で消防長が適任と認めた者 (3) 消防学校の救急科課程の教官として2年以上の経験を有し消防長が適任と認めた者			
4 その他 (1) 各考査科目において合格点に満たない者は再講習を行うものとする。 (2) 講習資料は消防長が別途定める。			

別表第3（第12条関係）

乗務員適任証取得講習実施基準表（車椅子専用）

1 適任証取得講習カリキュラム			
講習科目		時間（1単位は45分、合計16単位）	
(1) 総論		1単位	
(2) 観察要領		3単位	
(3) 応急処置		6単位	
(4) 体位管理要領		1単位	
(5) 消防機関との連携要領		2単位	
(6) 車両資器材の消毒及び感染防止要領		1単位	
(7) 搬送法		1単位	
(8) 修了考査		1単位	
2 合否の判定			
考査科目		配点	合格点
(1) 実 技	観察要領	20点	16点以上
	応急処置	40点	32点以上
(2) 筆 記	総論・消防機関との連携要領	20点	16点以上
	車両資器材の消毒及び感染防止要領	20点	16点以上
3 講師			
次のいずれかに該当するものをもって充てるものとする。			
(1) 救急隊長として3年以上の実務経験を有し消防長が適任と認めた者			
(2) 消防大学校の救急科課程を修了した者で消防長が適任と認めた者			
(3) 消防学校の救急科課程の教官として2年以上の経験を有し消防長が適任と認めた者			
4 その他			
(1) 各考査科目において合格点に満たない者は再講習を行うものとする。			
(2) 講習資料は消防長が別途定める。			

補 充 講 習 実 施 基 準 表

日本赤十字社が発行する救急法の適任証の資格を有する者が、第13条の特例認定による適任証の交付を受ける場合は、次の補充講習を修了しなければならない。

1 補充講習カリキュラム

講 習 科 目	時間（1単位は45分、合計7単位）
(1) 総論・消防機関との連携要領	1単位
(2) 車両資器材の消毒及び感染防止要領	2単位
(3) 患者等の観察・心肺蘇生法等の応急処置	3単位
(4) 修了考査	1単位

2 合否の判定

考 査 科 目	配 点	合 格 点
(1) 総論・消防機関との連携要領	20点	16点以上
(2) 車両資器材の消毒及び感染防止要領	30点	24点以上
(3) 患者等の観察・心肺蘇生法等の応急処置	50点	40点以上

3 講師

次のいずれかに該当するものをもって充てるものとする。

- (1) 救急隊長として3年以上の実務経験を有し消防長が適任と認めた者
- (2) 消防大学の救急科課程を修了した者で消防長が適任と認めた者
- (3) 消防学校の救急科課程の教官として2年以上の経験を有し消防長が適任と認めた者

4 その他

- (1) 各考査科目において合格点に満たない者は再講習を行うものとする。
- (2) 講習資料は消防長が別途定める。

別表第5（第18条関係）

ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車による患者等搬送事業の指導基準

指 導 事 項	指 導 内 容
1 乗務員の要件	<p>乗務員は、満18歳以上の者で、次のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。</p> <p>(1) 別表第2に掲げる消防機関が行う講習を修了した者</p> <p>(2) 第13条第1項に掲げる者</p>
2 患者等搬送乗務員 適任証の交付	<p>(1) 消防長は、1の(1)及び(2)該当者に対して、別記様式第1号に定める適任証を交付すること。</p> <p>(2) 適任証の有効期間は2年とする。</p> <p>ただし、別表第1に掲げる定期講習を受けた者は、更に2年有効とし、それ以降も同様とする。</p>
3 適任証の携行	<p>乗務員は、搬送業務に従事するときは、適任証を携帯すること。</p>
4 運行体制	<p>患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車1台につき2名以上の乗務員をもって業務を行わせること。</p> <p>ただし、退院等を目的とした運行をする場合、又は医師若しくは看護師等が同乗する場合は、乗務員を1名とすることができる。</p>
5 患者等搬送用自動車の要件	<p>患者等搬送用自動車は、次に掲げる構造及び設備を有するものであること。</p> <p>(1) 十分な緩衝装置を有すること。</p> <p>(2) 換気及び冷暖房の装置を有するものであること。</p> <p>(3) 乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。</p> <p>(4) ストレッチャー及び車椅子等を使用したまま確実に固定できる構造であること。</p> <p>(5) 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有すること。</p>

別表第6（第18条関係）

車椅子のみを固定できる自動車による患者等搬送事業の指導基準

指 導 事 項	指 導 内 容
1 乗務員の要件	<p>車椅子のみを固定できる患者等搬送用自動車（以下「患者等搬送用自動車（車椅子専用）」という。）に同乗し、搬送業務に従事する者（以下「乗務員（車椅子専用）」という。）は、満18歳以上の者で、次のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。</p> <p>(1) 別表第3に掲げる消防機関が行う講習を修了した者</p> <p>(2) 第13条第1項に掲げる者</p>
2 患者等搬送乗務員 適任証の交付	<p>(1) 消防長は、1の(1)及び(2)該当者に対して、別記様式第1号に定める患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）（以下「適任証（車椅子専用）」という。）を交付すること。</p> <p>(2) 適任証（車椅子専用）の有効期間は2年とする。</p> <p>ただし、別表第1に掲げる定期講習を受けた者は、更に2年有効とし、それ以降も同様とする。</p>
3 適任証の携行	<p>適任証（車椅子専用）は、搬送業務に従事するときは、適任証（車椅子専用）を携帯すること。</p>
4 運行体制	<p>患者等搬送用自動車（車椅子専用）を用いて搬送を実施する事業を行う者は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）1台につき1名以上の乗務員（車椅子専用）をもって業務を行わせること。</p> <p>ただし、搬送中に容態急変の可能性が高い場合等については、医師等同乗させる、又は乗務員（車椅子専用）数を2名以上とする等、対応に必要な体制を確保すること。</p>
5 患者等搬送用自動車 の要件	<p>患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものであること。</p> <p>(1) 十分な緩衝装置を有すること。</p> <p>(2) 換気及び冷暖房の装置を有するものであること。</p> <p>(3) 乗務員（車椅子専用）が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。</p> <p>(4) 車椅子を使用したまま確実に固定できる構造であること。</p> <p>(5) 車椅子の乗降を容易にするための装置を備えていること。</p> <p>(6) 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有すること。</p>

別表第7（第18条関係）

患者等搬送用自動車積載資器材表

項 目	資 器 材 名
呼吸管理用資器材	バッグバルブマスク ポケットマスク
保温・搬送用資器材	敷物 保温用毛布 担架 枕
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル 絆創膏
消毒用資器材（車両・資器材用）	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ マスク ピンセット 手袋 手洗い用具 膿盆 汚物入れ 体温計 ※AED

「※」は任意の積載とする。

別表第8（第18条関係）

患者等搬送用自動車（車椅子専用）積載資器材表

項 目	資 器 材 名
呼吸管理用資器材	※バッグバルブマスク ポケットマスク
保温・搬送用資器材	※敷物 保温用毛布 担架 ※枕
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル 絆創膏
消毒用資器材（車両・資器材用）	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ マスク ※ピンセット 手袋 手洗い用具 膿盆 汚物入れ 体温計 ※AED

「※」は任意の積載とする。

様式第4号（第13条関係）

講習受講申請書	
西宮市消防長様	
年 月 日	
申請者 住 所 氏 名	
講習区分	1 乗務員適任証取得講習 2 定期講習 3 特例認定補充講習
氏名 <small>ふりがな</small>	年 月 日 生
住 所	電話（ ）
勤務先名称	
勤務先所在地	電話（ ）
※ 受付	※ 経 過

- (注) 1 乗務員適任証取得講習受講者は顔写真付きの本人確認証を提示すること
2 定期講習受講者は適任証を提示すること
3 ※印欄は記入しないこと

様式第5号（第13条関係）

特 例 認 定 申 請 書	
西宮市消防長様	
年 月 日	
申請者 氏名	
ふりがな 氏名	(年 月 日生)
住 所	電話 ()
勤務先名称	
勤務先所在地	
※ 受 付	※ 経 過

- (注) 1 患者等乗務員適任証取得講習を修了した者と同等以上と認められる資格を証明するものの写しを添付すること
2 顔写真付きの本人確認証を提示すること
3 ※印欄は記入しないこと

適任証再交付申請書

年 月 日

西宮市消防長様

申請者

住所

氏名

下記の理由により、適任証を（亡失・汚損・破損）しましたので適任証の再交付を申請します。

記

事業所名 所在地	電話（ ）		
適任証取得年月日	年 月 日	適任証交付番号	第 号
再交付の理由			
※ 受 付	※ 経 過		

- (注) 1 顔写真付きの本人確認証を提示すること
2 ※印欄は記入しないこと

患者等搬送事業者認定 (更新) 申請書

年 月 日

西宮市消防長 様

申請者
住 所
氏 名

患者等搬送事業認定 (更新) について下記のとおり申請いたします。

記

事 業 所 名	
所 在 地	電話 () FAX ()
事業所代表者職・氏名	
国土交通省免許登録番号等	
定款に定める事業内容	
※ 受 付	※ 経 過

- (注) 1 添付書類 (国土交通省免許登録の写し、乗務員名簿、患者等搬送用自動車表、患者等搬送用自動車資器材表及び制服と患者等搬送用自動車のカラー写真 (正面側面、背面のサービス版各 1 枚))
- 2 ※印欄は記載しないこと

営業の区域											
営業の時間				料 金							
患者等搬送用自動車の 所有総数		台		患者等搬送事業を している営業所等 の名称・所在地							
従業員総数		名		適任証取得者		名		その他の従業員		名	
制 服	色				形 式						
年間の営業実績		病院等通入院					老人ホームへの送迎				
		退 院									
		転 院									
事業案内の有無		有・無	有の場合は、案内書を添付すること								
医療機関等との 搬送契約の有無		有の場合は、医療機関等の名称及び契約概要を記入すること									
会 員 数		名	会費	入会金				月会費			
				年会費				その他			
(備考)											

様式第 12 号 (第 21 条関係)

乗 務 員 名 簿

番号	氏 名	性別	年齢	患 者 等 搬 送 乗 務 員 適 任 証		
				適任証番号	交付年月日	交 付 機 関 名

(注) 各乗務員の適任証の写しを添付すること

様式第 13 号 (第 21 条関係)

患者等搬送用自動車表

車種(形式)		塗色				
車両登録番号		定員	人			
患者等収容部分の大きさ		長さ	cm			
		幅	cm			
		高さ	cm			
換気装置	有・無	冷房装置	有・無			
暖房装置	有・無	消毒票の表示位置				
ストレッチャーの固定装置	有・無	患者等の固定用ベルト	有・無			
車椅子の固定装置	有・無	同乗者用シートベルト	有・無			
ストレッチャーの大きさ	長さ	cm	幅	cm	高さ	cm
通信装置種別	自動車電話番号					
	自動車FAX番号					
	無線波等					
その他						

(注) この様式は患者等搬送用自動車毎に提出すること

様式第 14 号 (第 21 条関係)

患者等搬送用自動車積載資器材表

車種 (型式)		車両登録番号	
品名 (型式)	数量	品名 (型式)	数量

(注) この様式は患者等搬送用車両毎に提出すること

認定証等再交付申請書

年 月 日

西宮市消防長様

申請者
住所
氏名

下記の患者等搬送事業認定証等を（亡失・滅失・汚損・破損）しましたので再交付を申請いたします。

記

事業所名・所在地			
代表者の職・氏名	電話（ ）		
認定証交付年月日	年 月 日	認定証交付番号	
再交付申請区分	1 患者等搬送事業者認定証 2 事業者認定マーク 3 自動車認定マーク（ 枚） 4 車椅子専用認定マーク（ 枚）		
再交付の理由			
※ 受 付			

(注) ※印欄は記入しないこと

業 務 内 容 の 変 更 ・ 事 業 の 休 止 廃 止 届 出 書

年 月 日

西 宮 市 消 防 長 様

届出者
氏 名

事業内容等が変更・廃止になりましたので、下記のとおり届出をいたします。

記

事業所名・所在地

代表者の職・氏名

電話 ()

事業者認定年月日

年 月 日

認定証交付番号

第

号

届 出 の 内 容

※ 受 付

(注) 1 事業所若しくは患者等搬送用自動車を減じたときは当該認定マーク等を返納すること

2 ※印欄は記入しないこと

特 異 事 案 ・ 事 故 発 生 等 報 告 書

年 月 日

西 宮 市 消 防 長 様

事業所名
所在地
代表者職・氏名

患者等搬送事業所等において発生した特異事案等は、下記のとおりで
したので報告します。

記

事業所名・所在地 代表者の職・氏名			
認定証交付年月日	年 月 日	認定証交付番号	第 号
特異事案等の内容 及びその後の処置			
※ 受 付			

- (注) 1 特異事案等の報告に関する資料及び写真等を添付すること
2 ※印欄は記入しないこと

様式第 33 号 (第 28 条関係)

患者等搬送状況報告書

年 月 日

西宮市消防長様

事業所名
所在地
代表者職・氏名

当事業所の 年 月中の患者等搬送状況は、次のとおりでしたので報告します。

搬送の区分		当月	年累計			
搬送件数	ストレッチャーでの搬送件数 (内転院搬送件数)	()	()			
	車椅子での搬送件数 (内転院搬送件数)	()	()			
	合計 (内転院搬送件数)	()	()			
搬送要請時、救急車を必要とした件数						
搬送要請者の依頼場所到着時、救急車を必要とした件数						
患者等搬送中に救急車を必要とした件数						
医師若しく看護師が同乗した件数						
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める患者等を搬送した件数						
特異事案報告分	業務中、患者等が死亡した件数					
	業務中、患者等が負傷した件数					
	業務中、患者等搬送用自動車が交通事故を起こした件数					
	その他の特異事案					
応急処置実施件数	応急処置内容	当月	年累計	応急処置内容	当月	年累計
	①心肺蘇生			④嘔吐物の処置		
	②人工呼吸			⑤創傷の処置		
	③気道確保			⑥その他		